

全ての高校生を誰一人取り残さない教育環境づくり

本県では、誰一人取り残さない教育環境として、誰もが質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えることとしており、以下のように多様な生徒への支援を行っています。

発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの支援

早期からの一貫した支援の推進や特別支援学校の整備に重点的に取り組むとともに、高等学校における「通級による指導」を平成31年4月から伊勢まなび高等学校で実施しており、みえ夢学園高等学校においても令和3年度から段階的に実施する準備を進めています。今年度は、通級指導の充実について検討する会議を設置し、伊勢まなび高校の成果と課題をふまえ、他地域での実施の必要性等について検討しています。

就学に係る経済的な支援

低所得世帯を対象に、授業料以外の経費負担を軽減する返還不要の奨学給付金の支給や、経済的理由により修学困難な生徒への支援として、無利子の修学奨学金の貸与等に取り組んでいます。

学力の定着及び向上の取組

国が創設した「高校生のための学びの基礎診断」のしくみに基づく学力定着のための測定ツールを全ての学校で活用しつつ、生徒の学習状況に基づいた指導の改善・充実を図る PDCA サイクルの構築を進めています。今後は各学校の好事例を普及していくとともに、個別最適な学びを推進する中で支援を充実させていきます。

外国人生徒への支援

本県では、県人口に占める外国人比率が全国的にも高く、公立小中学校及び高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成27年度以降の5年間で529人(24.2%)増加しています。これまで高等学校の特別枠入学者選抜の実施や、学習支援や進路相談を行う専門員の配置を行ってきましたが、今後も外国人生徒数の更なる増加が見込まれる中、支援体制の早急な整備・充実が求められています。

不登校生徒への支援

不登校生徒は年々増加しており、その状況も多様化していることから、学校での担任を中心とした家庭訪問等の支援のほか、スクールカウンセラー(以下、「SC」という。)やスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)等と連携した支援を進めているところです。こうした中、特に、不登校状態が長期化している生徒の社会的自立に向けた支援体制の整備・充実が必要となっています。

これらから、本委員会では特に、外国人生徒及び不登校生徒への支援について取り上げ、議論することとします。

1. 外国人生徒への支援

三重県教育ビジョンにおける施策「外国人児童生徒教育の推進」のめざす姿

日本語力や学力等、地域社会で生きていくための基礎を培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけている。

(1) 現状

本県においては、公立小中学校及び高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は増加傾向にあり、平成27年度以降の5年間で529人(24.2%)増加しています。

令和2年度調査における高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒は262人で、前回調査より9人増加しました。

県立高等学校における日本語指導が必要な生徒262人のうち、半数以上の138人が定時制高校に通っており、定時制高校全生徒の8.49%を占めています。また、全日制高校では、外国人生徒の教育の拠点である飯野高校に外国人生徒が多数在籍しています。

【公立小中学校及び県立高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数(日本国籍含む)】

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	5年間の増加
小中学校	人数	1,978人	2,094人	2,203人	2,360人	2,527人	2,447人	+469 (+23.7%)
	増減数		+116	+109	+157	+167	-80	
高等学校	人数	202人	228人	235人	254人	253人	262人	+60 (+29.7%)
	増減数		+26	+7	+19	-1	+9	
合計人数		2,180人	2,322人	2,438人	2,614人	2,780人	2,709人	+529 (+24.2%)

【公立小中義務教育学校における日本語指導が必要な外国籍児童生徒の言語(令和2年度)】

	ポルトガル語	スペイン語	タガログ語	ビサイヤ語	中国語	その他
人数	982人	407人	273人	170人	104人	211人
割合	45.7%	18.9%	12.7%	7.9%	4.8%	9.8%

【県立高等学校における日本語指導が必要な生徒数(日本国籍含む)の割合(令和2年度)】

	日本語指導が必要な生徒の人数	全生徒の人数	割合
全日制	120	34,018	0.35%
定時制	138	1,625	8.49%
通信制	4	2,177	0.18%
全体	262	37,820	0.69%

【県立高等学校に在籍する外国籍生徒の進路状況】

	就職	進学	その他		
			アルバイト	帰国 (予定含む)	進学待機・ 自己開拓・ 未内定他
外国籍生徒	36.8%	42.3%	3.1%	4.3%	13.5%
高校生全体	32.6%	64.1%	3.4%		

【県内外国籍生徒と高校生全体の中途退学率】

	平成 30 年度	令和元年度
外国籍生徒	6.1%	6.3%
高校生全体	1.1%	1.0%

(2) 取組

(ア) 高等学校入学前の取組

進学ガイドブックの作成

高等学校進学を希望する外国人児童生徒を対象に、三重県国際交流財団と県教育委員会が共同で「外国語を母語とする人のための高校進学ガイドブック」を編集し、振り仮名付きの日本語版とともに、8言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、インドネシア語、タイ語、韓国朝鮮語）に翻訳し、国際交流財団のWebページに掲載しています。

進学ガイダンスの実施

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の7市において、外国人児童生徒及びその保護者に高校入試制度や奨学金、就職状況などの進路について情報提供を行う進路ガイダンスを実施しています。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小して実施しました。

高等学校の特別枠入学者選抜の実施

県立高等学校入学者選抜においては、外国人生徒にとって比較的学びやすい環境にある英語関連学科や総合学科など18校で、海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜（ ）を実施しています。

また、特別枠選抜に関する情報を5言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語）に翻訳し、本県の多言語行政生活情報提供Webページ「Mie Info（みえインフォ）」に掲載しています。

令和3年度入学者選抜における外国人生徒等の応募資格は、「保護者とともに三重県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内の者（ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和3年4月1日現在で6年を経過していない場合をいう。）」としている。

中学校からの学習状況の引継ぎ

日本語指導が必要な外国人生徒の学習状況について、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の7市教育委員会と連携し、関係中学校と関係高校7校（桑名（定時制）、北星（定時制）、飯野（全日制・定時制）、みえ夢学園、上野（定時制）、松阪工業（定時制）、松阪商業）において、学習者情報の引き継ぎを実施しています。

(イ) 高等学校在学中の取組

教科における日本語指導

飯野高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒が日常生活における日本語の習得や日本文化に対する興味・関心を深められるよう、学校や学科の特色等に応じて設定できる

「学校設定科目」として、「日本語基礎 A・B」（全日制）、「実用日本語 A・B」等を開設しています。

進路セミナーの実施（令和元年度実施校：飯野、みえ夢学園）

日本での働き方等についての理解を深めるため、外国人生徒を対象に、参加生徒と同じ国籍の職業人や卒業生を講師に招いて進路セミナーを実施しました。

就職アドバイザーの配置

- ・就職を希望する生徒への相談や指導を行う就職アドバイザーを配置しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなる中で増員を行い、計 15 名を配置しています。
- ・外国人生徒が多数在籍する学校（北星、飯野、みえ夢学園）に配置された就職アドバイザーにおいては、外国人生徒及び保護者への対応ノウハウを外国人生徒支援専門員や県教育委員会と共有するとともに、生徒の就職後も職場定着の支援を行っています。

外国人生徒支援専門員による支援

外国人生徒が地域において社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援や本人及び保護者の進路相談を行う外国人生徒支援専門員を 5 校に 7 名配置しています。

飯野高校	ポルトガル語（1名）、スペイン語（1名）
みえ夢学園高校	ポルトガル語（1名）、フィリピン語（1名）
北星高校	ポルトガル語（1名）
松阪工業高校（定時制）	フィリピン語（1名）
上野高校（定時制）	フィリピン語（1名）

多言語翻訳機の配備

翻訳対応等ができていない言語の生徒への支援について、県立学校においては、多言語翻訳機（29 か国語対応）を外国人生徒が多数在籍する 3 校（北星、飯野、みえ夢学園）に 1 台ずつ配備しています。

新型コロナウイルス感染症対策のための支援

新型コロナウイルス感染症の拡大で学校休業期間が長期化したことにより、学習の進捗状況や進路実現に不安を抱える外国人生徒をサポートするため、外国人生徒支援専門員 2 名（上記）と、就職アドバイザー 3 名を追加して配置しました。

（3）課題と今後の主な取組

（ア）課題

高等学校に入学し学ぶ意思がある生徒に対して、日本語能力の未成熟が要因となって学ぶ機会が失われることがないように、最適な入試制度を検討し整備する必要があります。

日本語能力が不足している状態で入学する生徒が増加しており、日本語指導のあり方を含め高等学校での専門的な学びを行ううえで困難を伴う状況が増えています。

日本語指導が必要な生徒の半数以上が定時制高校に通っており、全日制高校に通いたいと思っている生徒が、飯野高校以外にも、自らの住む地域で全日制高校に進学し、卒業でき

る体制を検討する必要があります。

日本の雇用環境や社会制度の理解不足が考えられるため、生徒はもちろん保護者を含めたキャリア教育を進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、生徒の進路選択の幅が狭まる可能性が高まっており、外国人をはじめとする特別な支援を必要とする子どもたちへの影響が懸念されます。

(イ) 今後の取組

令和3年度の海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜は、外国人の志願者にとってより志願しやすい選抜となるよう、これまで各高等学校がそれぞれで志願者に公表していた後期選抜の各高等学校別検査内容を、県教育委員会が集約して実施要項に掲載します。また、特別枠入学者選抜から特別枠以外の選抜、または特別枠以外の選抜から特別枠入学者選抜への志願変更ができることとしました。

特別枠入学者選抜で入学した生徒について、高等学校卒業後の進路状況や学校生活に関する追跡調査を行うとともに、関係市教育委員会及び中学校からこの制度についての意見の聞き取りを行いました。今後、特別枠入学者選抜について、追跡調査の結果や中学校等からの意見等をもとに検証し、令和4年度入学者選抜に向けて実施校及び募集人員の拡大について検討します。

日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍している学校に対して、外国人生徒支援専門員を配置して、生徒の学習支援や保護者を含めた進路相談に対応するとともに、外国人生徒が少数在籍する学校にも派遣を行います。

各校で外国人生徒を担当している教員に対して、オンラインを活用してより専門性の高い日本語の指導法や、日本の社会制度や日本文化の学び方のノウハウを共有し、生徒に日本語能力及び日本で生きる力を身につけさせ、社会的に自立できる外国人生徒の育成をめざします。

就職アドバイザーによる個々の生徒への支援や進路セミナーの実施等により、外国人児童生徒及び保護者が、上級学校の制度や職業について理解を深め、希望する進路を選択したり、将来の自己実現に繋がったりすることができるよう取り組みます。今後も、外国人生徒へのきめ細かい就職支援を行うため、引き続き、就職アドバイザーによる支援を継続します。

論点

外国人生徒への修学支援、希望する進路を実現していくための支援に係る現在の取組状況と課題をふまえ、県立高等学校において、外国人生徒に社会の一員として自立するための力を育てていくために必要となる視点や取組の方向性、学びのあり方はどのようなものか。

2. 不登校生徒への支援

三重県教育ビジョンにおける施策「不登校児童生徒への支援」のめざす姿

不登校の子どもたちの意見が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っており、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけ安心して学んでいる。

(1) 現状

(ア) 不登校児童生徒の状況

令和元年度の県立高等学校の不登校生徒数は778人(全日制516人、定時制262人)で年々増加しています。90日以上欠席している不登校生徒数は高等学校196人(全日制68人、定時制128人)となっています。そのうち、教員(養護教諭以外)を除いてどの相談機関等ともつながっていない生徒は高等学校72人(全日制15人、定時制57人)となっており、不登校生徒の9.2%となっています。

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、同一年度における連続又は断続した30日以上欠席している状態をいう。

【県内公立学校の不登校児童生徒数の推移と1,000人あたりの人数】

不登校児童生徒数		H27	H28	H29	H30	R1
小学校	(人)	443	545	566	672	695
	(1,000人あたり)	4.6	5.7	6.0	7.1	7.5
全国	(1,000人あたり)	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中学校	(人)	1,478	1,486	1,549	1,599	1,612
	(1,000人あたり)	29.7	30.5	32.5	34.8	35.5
全国	(1,000人あたり)	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4
高等学校	全日制 (人)	371	334	343	430	516
	定時制 (人)	213	219	195	240	262
	合計 (人)	584	553	538	670	778
	(1,000人あたり)	14.9	14.2	14.1	17.7	21.1
全国	(1,000人あたり)	14.9	14.6	15.1	16.3	15.8
合計		2,505	2,584	2,653	2,941	3,085

全国は国公立

【不登校児童生徒の欠席日数や相談機関等とのつながり等】 表中の「 」は国公立全国平均

R1年度	小学校		中学校		高等学校 (全日制)		高等学校 (定時制)		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
不登校児童生徒総数	695	100	1,612	100	516	100	262	100	3,085	100
うち、90日以上欠席している児童生徒数	305	43.9 「42.4」	1,012	62.8 「61.2」	68	13.2 「14.7」	128	48.9 「31.4」	1,513	49.0 「47.7」
うち、教員(養護教諭以外)を除いてどの相談機関等ともつながっていない不登校児童生徒数	68	9.8 「8.2」	321	19.9 「18.0」	15	2.9 「4.1」	57	21.8 「14.2」	461	14.9 「13.3」

(イ) 不登校生徒（中学3年生）の進路

令和元年度に中学校を卒業した不登校生徒（646人）のうち、529人（81.9%）が高等学校へ進学し、22人（3.4%）が就職しました。進路未定者は63人（9.8%）、その他は32人（5.0%）です。その他は「海外に行った」「病気療養中」「家事手伝い」などです。

進路未定者の詳しい状況等について追跡できていないため、令和2年度卒業生からは、進路未定者について、卒業時に関係機関等と連携をとっているのかなどの状況を調査するとともに、支援が途切れてしまわないように、卒業前には関係機関と繋がることできるよう、SSWなど専門家の派遣を進めます。

		対象生徒数	進学した	県立高等学校 (全日制)	県立高等学校 (定時制)	県立高等学校 (通信制)	私立高等学校 (全日制)	私立高校 (定時制)	私立高等学校 (通信制)	就職した	未定	その他
不登校生徒	人数(人)	646	529	104	109	44	124	9	139	22	63	32
	割合(%)	100.0	81.9	16.1	16.9	6.8	19.2	1.4	21.5	3.4	9.8	5.0
うち、90日以上欠席	人数(人)	441	345	39	72	36	81	7	110	15	55	26
	割合(%)	68.3	53.4	6.0	11.1	5.6	12.5	1.1	17.0	2.3	8.5	4.0

(ウ) 不登校の要因

不登校の要因は児童生徒によって異なり、複雑化していますが、学校が子どもの様子を見て回答したものと、全校種で本人に係る状況の無気力、不安が主な要因となっています。

		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし		
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行		無気力、不安	
小学校	主たる要因	1	58	17	28	3	0	6	23	45	98	9	62	328	17	
	主たるもの以外	2	31	13	55	4	0	5	7	18	109	17	67	104	1	
中学校	主たる要因	1	320	13	85	24	7	8	47	42	97	29	125	791	23	
	主たるもの以外	2	98	14	191	38	17	25	56	34	164	56	94	172	0	
高等学校	全日制	主たる要因	3	85	3	37	39	12	8	50	8	17	13	51	134	56
		主たるもの以外	0	27	7	43	35	13	23	20	6	49	16	35	49	15
	定時制	主たる要因	0	22	1	6	0	0	0	3	13	6	2	63	128	18
		主たるもの以外	0	13	1	7	2	0	2	4	1	15	7	5	18	21

(エ) 不登校に係る国の方針

これまでは学校復帰を前提とした支援が行われてきましたが、平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」では、必ずしも学校復帰を前提としない社会的自立を目指した支援が求められています。

平成 29 年 3 月に文部科学省から示された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(以下、「基本指針」という。)では、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することや、支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることが示されました。

平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領では、不登校生徒への配慮事項として、心理や福祉の専門家の助言や援助を得ながら、個々の生徒の実態に応じた支援を行うよう示すとともに、不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成することができるとしています。

(2) 学校における取組

学校では担任を中心にして、欠席や遅刻・早退、保健室利用の増加など不登校の傾向が見られた児童生徒に対して、早期に家庭訪問を行うなどして保護者と連携のうえ児童生徒の状況や想いを聴き取るとともに、個々の状況に応じた支援を進めています。また、養護教諭は児童生徒が保健室で心身の不調を訴えることのできる環境を整え、健康観察や健康診断、健康相談等による心身の管理や生活の管理等から気になる児童生徒について担任等に情報共有するとともに、児童生徒の悩みに寄り添いながら、担任等にアドバイスするなどしています。

欠席が増え始めた児童生徒については学校内で共有し、支援方法について検討するとともに、SC や SSW、福祉機関等と連携し、ケース会議を行うなどして、適切な支援について協議します。不登校児童生徒が家庭的環境により登校できない状況であった場合、SSW がその要因を解決するために適した関係機関と連携し、家庭や周りの環境に対する支援を行っています。

教室に入ることが難しい児童生徒に対しては、家庭訪問や保健室登校、放課後登校、別室登校、SC との面談などを通じて学習支援や生活リズムの改善、心理的なカウンセリングなど、保護者と連携をとりながら、児童生徒の状況に応じて、教室復帰や社会的自立に向けたスモールステップでの支援を進めています。

また、新たな不登校が生まれにくい学校・学級づくりや不登校児童生徒が戻りやすい学校・学級づくりを推進するために、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」・「居場所づくり」を行うことや、すべての児童生徒が安心して学校生活を送る環境を整えています。

高等学校では、近年、定時制・通信制課程において、不登校を経験した中学校卒業者や画一的な教育に馴染めない生徒等が増加していることから、午前・午後・夜間の三部を設置して朝から夜まで授業を行ったり、通信制課程の生徒が自校や他校の定時制課程の科目の単位を修

得したり、定時制課程の生徒が自校や他校の通信制課程の科目の単位を修得したりできるなど、特色ある教育システムを導入して、生徒一人ひとりへのきめ細かな指導と個々の生徒に対する魅力ある学びを提供しています。

定時制 11 校（独立校 2 校、全日制との併設 8 校、通信制との併設 1 校）

通信制 2 校

特色ある教育システムの導入状況（令和 2 年 5 月 1 日現在）

単位制（9 校）	北星、四日市工業、飯野、みえ夢、松阪工業、伊勢まなび、名張、尾鷲、木本
二学期制（5 校）	北星、四日市工業、飯野、尾鷲、木本
学期ごとの単位認定（6 校）	北星、四日市工業、飯野、名張、尾鷲、木本
実務代替（2 校）	北星、伊勢まなび
大学等における学修（2 校）	北星、伊勢まなび
通信制課程の併修（11 校）	桑名、北星、四日市工業、飯野、みえ夢、松阪工業、上野、名張、伊勢まなび、尾鷲、木本
科目履修生の受入れ（8 校）	桑名、四日市工業、北星、飯野、みえ夢、名張、伊勢まなび、尾鷲

（3）課題と今後の主な取組

（ア）課題

中学校を卒業した不登校生徒はその多くが高等学校へ進学するため、それまで不登校だった生徒が行きやすい高等学校の体制の充実について検討する必要があります。

市町が設置する教育支援センターは小中学校の不登校児童生徒を支援対象とするため、高等学校の不登校生徒に対する学びの保障や、社会的自立に向けた支援体制を充実させる必要があります。

不登校生徒が高等学校を卒業又は退学した後に、支援を途切れさせることなく、社会とのつながりを維持できるよう、学校や関係機関の連携のあり方や支援の仕組みを検討する必要があります。

（イ）今後の取組

本県では、SC を各公立中学校区及び県立高等学校に配置しており、高等学校 1 校あたり配置時間の平均は、週 4.33 時間となっています。

SSW については、高等学校 16 校に巡回するとともに、巡回校以外については要請に応じた派遣を行っています。

今年度は新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業や夏季休業の短縮、学校行事の中止により、児童生徒は不安やストレスを感じて生活しており、本年 10 月に県立学校に行った SC の配置に係るアンケートでは、高等学校で 69.4%の学校が、現在の SC の配置時間では足りていないと回答しています。こうした状況に少しでも対応するため、今年度 11 月以降、教員 OB などによる教育相談員を希望する県立学校に配置して、生徒が相談しやすい環境整

備を行っています。

不登校児童生徒が増加し、その状況も多様化していること、福祉的な支援などが必要な家庭が増加していること、さまざまな不安や課題のある児童生徒への多様な支援が必要となっていることなどから、教職員との役割分担と配置を見直しながら、来年度は SC の学校への配置時間の増加と、教育支援センターへの配置及び SSW の配置時間を増やして巡回する学校の拡大を検討しています。また、生徒がより相談しやすい環境を整えるため、教育相談員を中学校と高等学校に配置することも検討しています。

さらに、SC や SSW が不登校児童生徒の支援に一層効果的に活用されるよう、各学校に対し、SC や SSW の役割や効果的な活用事例について改めて周知するとともに、こうした専門スタッフの確保に向けて、関係機関や県内外の大学との連携を進めていきます。

論点

不登校生徒への学習保障、社会的自立に向けた支援に係る現在の取組状況をふまえ、不登校生徒が自身と社会とのつながりを途切れさせることなく、社会性や自立心を育み、安心して学んでいくために必要となる視点や取組の方向性、それらをふまえた高等学校のあり方はどのようなものか。